

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年里庄町条例第 13 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第1号

専 決 処 分 書

里庄町税条例の一部を改正する条例（平成26年里庄町条例第13号）を制定することについて別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

里庄町長 大内 恒章



理 由

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものである。この条例は、平成26年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町税条例等の一部を改正する条例

(里庄町税条例の一部改正)

第 1 条 里庄町税条例(昭和 36 年里庄町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中「外国人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 46 条の 4 に規定する場所をもつて」を「恒久的施設(法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、」に改め、同条第 3 項中「令」を「地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)」に改める。

第 32 条第 5 項中「第 23 条第 1 項第 16 号」を「第 23 条第 1 項第 17 号」に改める。

第 34 条の 3 中「100 分の 14」を「100 分の 12.1」に改める。

第 48 条第 2 項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「法人税法第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」を「第 144 条の 8」に、「本項」を「この項」に改める。

第 52 条第 1 項中「法人税法第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 7」を「第 10 号の 9」に改める。

第 82 条第 1 号ア中「1,000 円」を「2,000 円」に改め、同号イ中「1,200 円」を「2,000 円」に改め、同号ウ中「1,600 円」を「2,400 円」に改め、同号エ中「2,500 円」を「3,700 円」に改め、同条第 2 号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円

三輪のもの 年額 3,900 円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400 円

三輪のもの 年額 3,900 円

その他のもの 年額 5,900 円

第 82 条第 3 号中「4,000 円」を「6,000 円」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで)の次に「及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第 6 項から第 10 項まで)を「公益法人等(同条第 6 項から第 11 項まで)に、「を同法第 40 条第 3 項」を「を同条第 3 項」に、「租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項まで」を「同法第 40 条第 6 項から第 11 項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「第 32 条及び第 34 条の 2」を「第 32 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 2」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて準用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「したものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 21 条を次のように改める。

第 21 条 第 56 条の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号アからウまでの規定中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

附則中第 22 条から第 23 条までを削り、第 24 条を第 22 条とする。

(里庄町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 里庄町税条例の一部を改正する条例（平成 25 年里庄町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「第 7 条の 4 第 1 項」を「第 7 条の 4」に改め、「改正規定」の次に「（附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）」に改め、同条第 2 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中里庄町税条例第 34 条の 3 の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日
- (2) 第 1 条中里庄町税条例附則第 4 条の 2 及び第 19 条の 3 第 2 項の改正規定、第 22 条から第 23 条までを削る改正規定並びに附則第 24 条を附則第 22 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中里庄町税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の里庄町税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条に係る部

分を除く。)の規定 平成 27 年 4 月 1 日

- (4) 第 1 条中里庄町税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 16 条に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
- (5) 第 1 条中里庄町税条例第 32 条第 5 項、附則第 7 条の 4、第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定 平成 29 年 1 月 1 日
- (6) 第 1 条中里庄町税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

4 新条例第 32 条第 5 項、附則第 7 条の 4 及び第 19 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 19 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 34 条の 3 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 10 条の 2 第 8 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 6 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第 82 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円
新条例附則第 16 条の表以外の部分	第 82 条	里庄町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年里庄町条例第 13 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条
新条例附則第 16 条の表第 82 条第 2 号アの項	第 82 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア
	3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円
	10,800 円	7,200 円
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円